

税務課からのお知らせ（転入）

☆町税についての不明な点は、税務課窓口（５番）にてご相談ください☆

① 町民税・県民税について

- ★ 原則1月1日現在に住民票がある市町村で、前年中の所得等に基づき、課税される税金です。
- ★ 年度途中に他の市町村から転入された場合は、その年度にかかる町民税・県民税については、以前に住所地があった市町村に納付いただきます。
- ☆ 所得証明・課税（非課税）証明は、町民税・県民税が課税された市町村で発行されます。

② 軽自動車税について

- ★ 毎年4月1日現在の軽自動車等（軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車等）の所有者に対し、車両登録のある市町村で課税される税金です。
- ★ 転入により住民票を移しても、その車両の登録車検証、標識交付証明書、届出済書等の住所は、変わりません。
※別途手続きが必要です。
- ★ 車両の登録が、以前の住所地のままであれば、その市町村で翌年以降も課税されます。
- ☆ 車検用納税証明書は、原則軽自動車税が課税及び納付された市町村で発行されます。

③ 国民健康保険税について

- ★ かつらぎ町で国民健康保険に加入している方の世帯主に、あらかじめ4月1日から翌年の3月31日までの1年分を計算し、課税される税金です。
- ★ 国民健康保険に加入されている方が年度途中に転入された場合、転入月から新たに世帯主に国民健康保険税が課税されます。
- ★ 適正な課税を行うため、以前の住所地の市町村へ所得照会を行います。
※未申告の場合は、所得申告を行う必要があります。
- ★ 転入手続きの翌月に、更正通知書及び納付書が世帯主の方に送付されます。
- ★ 税率等は市町村によって異なります。

④ 固定資産税・都市計画税について

- ★ 毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人に対し、課税される税金です。
- ★ かつらぎ町に転入された場合、転入の翌年度より納付回数が4回から7回になります。
- ★ 固定資産税・都市計画税は、町内に住民票がある方、ない方で税額の違いはありません。

◎ 町税に未納があると納税証明等の発行ができません。

◎ 町税には納付期限があり、納付期限を過ぎて支払うと

